

# 龍谷大学 国際交流会館・留学生寮 利用規則

この利用規則は、龍谷大学の国際交流会館・留学生寮に入居する人が、必ず守らなければならないものです。

これらの施設には、生活習慣や文化背景が異なる、様々な国籍の学生たちが、共に生活をしています。

お互いのプライバシーを尊重し、他の人の事に思いやりを持って、快適な大学生活を送ってください。

You,  
Unlimited



# 入寮手続き

①入居日を決め、入居日の2週間前までに、学生情報センター（NASIC）【※】へ連絡してください。

【※】学生情報センター（NASIC）は龍谷大学が管理運営業務を委託している会社です。

②「誓約書」の全ての確認事項に同意の上、自筆でサインし、NASICへ提出してください。

③入寮してから日本で使える銀行口座を持っていない場合は、口座を開設します。

三菱東京UFJ銀行の口座となります。口座開設用紙を記入し、指定される期日までに提出ください。

《必要書類》

- ・口座開設用紙
- ・在留カードのコピー

④初回納入金

◎りゅうこく国際ハウス、龍谷会館、大宮荘の入居者

保証金と＜初回分＞使用料（寮費、光熱水費、布団代）を、入寮してすぐ、コンビニで支払いをしてもらいます。現金での支払いです。（クレジットカードは使えません）

◎向島学生センターの入居者

使用料は、向島学生センター事務室へ支払いしますが、布団代は学生情報センター（NASIC）に支払いをします。初回は、コンビニで支払いをしてもらいます。現金での支払いです。（クレジットカードは使えません）

⑤保証金

保証金は、退寮時に返金します。ただし、寮費を滞納している場合や、備品などの紛失、居室・共用施設を汚損して、賠償していない場合は、その必要経費を保証金から差し引きます。

万一、金額が足りない場合は、追加徴収します。

⑥銀行口座の開設と使用料の自動引き落とし

使用料（寮費、光熱水費）は、毎月決まった日に、銀行口座から自動引き落としとなります。

口座登録をしてください。

◎りゅうこく国際ハウス、龍谷会館、大宮荘の入居者：指定銀行はありません

毎月6日（銀行休業日の場合はその翌日）に、使用料（当月分の寮費と光熱水費）を、あなたの銀行口座から、自動引き落としします。

【※】国内口座であれば、どちらの口座でも利用可能ですが、口座を持っていなかった方で、入寮時に三菱東京UFJ銀行で口座を開設された方は、三菱東京UFJの口座番号をご登録ください。

⑦入寮当日

留学生寮学生生活アドバイザー（寮チューター）【※】もしくは、管理人が施設の案内をします。

【※】寮チューターは、みなさんの寮生活、日本での生活をサポートするために、一緒に寮に住んでいる龍谷大学の学生（留学生以外）です。寮生活を送る上で、何か困ったことがあれば寮チューター、グローバル教育推進センター事務部に相談してください。

## 使用料(寮費、光熱水費)の計算方法

①当該月の居住期間が15日未満（1日～14日）の場合は、日割りで計算します。15日以上居住する場合は、1ヶ月分とします。

<例> 「りゅうこく国際ハウス」に、8日間 居住した場合

（留学生：1ヶ月の使用料 35,000 円〈寮費 25,000 円、光熱水費 10,000 円〉）

↓

35,000 円 ÷ 30 日 × 8 日 = 9,333.3333 円 使用料は、9,333 円となります。

（計算方法：月額使用料 ÷ 30（日） × 居住日数とする。ただし、1円未満は切り捨てる）

## 入居者の入替時期の規則について

- ①入居者の入替時期である、3月と8月は、それぞれ3月20日、8月20日までに退寮しなければなりません。**その日が土日祝にあたる場合は、その前日になります**。この場合の使用料についても、前述の「使用料（寮費、光熱水費）の計算方法」により算出されます。
- ②いったん納入された寮費は、特別の事情がある場合を除き、返金できません。退寮を希望する場合は、退寮日の1ヶ月前までに申し出なければなりません。

## 入居期間について

- ①入居は1年契約です。
- ②入居希望者が少ない場合には、最大で2年間入居できる可能性があります。
- ③施設によって入居可能な期間が決まっていますので、同じ施設に入居できない場合があります。
- ④2年目以降の入居を希望する場合は、改めて入居の申込が必要です。
- ⑤2年目以降の入居が許可された場合は、新たな契約となり、入居の応募状況により、半年契約または1年契約となります。
- ⑥各施設の入居可能な最長期間は以下のとおりです。

※応募状況により、半年、1年半などの場合もあります。

※りゅうこく国際ハウス、龍谷会館：1年間（最長）

大宮荘、向島学生センター：2年間（最長）

※りゅうこく国際ハウスに入居した場合の例

りゅうこく国際ハウス（1年間）＋ その他の留学生寮（1年間）

りゅうこく国際ハウス（1年間）＋ 民間アパート（2年間）＋その他の留学生寮（1年間）

## 退寮手続き

- ①『居注意志アンケート』（6月と11月頃に実施）を必ず定められた期限までに、寮のチューターに提出してください。この時、退寮を希望する人は、併せて「退寮届」も一緒にチューターに提出してください。
  - ②退寮する月の前月の10日までに、退寮届をチューターに提出して下さい。期日を過ぎて退寮届を提出した場合は、たとえ14日以内の退寮だったとしても、1か月分の寮費を徴収します。
  - ③退寮前には、部屋をきれいに掃除し、荷物は全て撤去してください。
  - ④退寮1週間前：チューターの立ち会いのもと、部屋のチェックを行います。
  - ⑤退寮当日：チューターの立ち会いのもと、部屋のチェックを行います。必ずチェックは受けてください。
  - ⑥退寮当日までの電気代の支払いと部屋の使用状況が確認され次第、保証金を返金します。
- 以下のいずれかに該当する場合は、退寮しなければなりません
    - ◎龍谷大学の学生としての身分がなくなったとき
    - ◎入居期間が満了したとき
    - ◎継続入居が認められなかったとき
    - ◎寮生活を続けることが不相当であると大学が判断したとき
    - ◎寮の使用料の滞納額や損害賠償が保証金を上回ったとき
    - ◎寮規則に違反したとき
    - ◎大学の指示や命令に故意に従わなかったとき
    - ◎寮の使用料を支払わないとき
    - ◎義務を果たさないとき
  - 中途退寮  
自分の都合で、入居期間の途中で退寮したい場合は、少なくとも退寮の1ヶ月前にはNASICに連絡をしてください。

**※土日に退寮することは避けてください**

※土日に退寮することは避けてください。

## 寮生活のルールについて

以下のルールを必ず守ってください。

- ①寮内の施設を改変したり、誤った使用をしないこと
- ②寮内で営利行為、政治活動をしないこと
- ③寮内の備品を持ち出さないこと
- ④定められた場所以外での火気の使用をしないこと
- ⑤規則正しい生活をし、風紀をみださないこと
- ⑥寮近辺の住民や他の寮生に迷惑となるような行為はしないこと（騒音・けんか・ゴミの放置など）
- ⑦居室・共用施設の清掃、保健衛生につとめること
- ⑧火災・災難その他問題が起こったときは、ただちに報告すること

### ●同居の禁止

単身部屋に入居された方は、誰とも同居できません。

### ●宿泊の禁止

友人や親であっても寮に泊めることはできません。

### ●喫煙について

部屋の中ではもちろん、寮の敷地内でも絶対にたばこを吸わないでください。

### ●外泊について

短期旅行や一時帰国の際には、グローバル教育推進センター事務局から連絡が取れるように、最低1週間前には『外泊届』に記入し、生活アドバイザーに渡すか、グローバル教育推進センター事務局に提出してください。

### ●自転車・バイク置き場の使用

自転車・バイクを寮の駐輪場にとめる時は、必ず龍谷大学の印のついたシールを貼ってください。シールは管理人さんと生活アドバイザーが持っています。また、退寮するときには、自転車を放置しないでください。盗難にあった場合は、大学は関知しません。交番に届け出てください。

### ●ペットについて

寮内では、ペットの飼育・所有は禁止されています。どのような理由があってもペットを飼うことはできません。

### ●メールボックスについて

各自の名前を書いて鍵をかけるようにしてください。1日1回はメールボックスを確認してください。

**※上記の規則の他にも、寮ごとにルールがありますので必ず守ってください。  
守れない場合は、強制退寮の対象となることがあります。**